

公 告 第 7 号

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項の規定により、当健康保険組合の標準報酬月額を下記のとおり定めたことを公告します。

令和8年2月24日

ビックカメラ健康保険組合
理事長 吉村 友宏



記

1. 令和8年度における標準報酬月額

27等級 410,000円

2. 適用年月日

自 令和8年4月1日